

入札公告例【 価格競争（電子入札）通常型】

【 本公告例については、原則的なことを例示しているため、実施に当たっては個々の案件により適宜、修正・追加・削除を行うこと。】

公告中、「【 】」の表記は注意書き等であるため、公告する際には適宜削除すること。】

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「会計規則」といいます。）第62条の規定により公告します。

平成 年 月 日

三重県知事

1 入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

平成 年度第 号
建設工事

(2) 工事場所

市 町 番 号

(3) 工事概要

(4) 工期

契約締結日から 日間（契約締結日から平成 年 月 日まで）

(5) 使用する主要な資機材

m m²、 ‰、 m t

(6) 予定価格

円（消費税及び地方消費税を含む。）

【 見積徴収型の場合】

予定価格については、提出された参考見積書を参考にして積算し、予定価格と仕様書【 公告時に仕様書を変更した場合のみ】を公表（掲示）します。

2 入札方式に関する事項

(1) 契約後VE方式【 指定する場合】

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。

(2) 競争参加資格事後審査方式

本工事は、競争参加資格のうち建設業許可業種等の基本項目を入札前に審査し、その他の参加資格を開札後に審査する事後審査方式の工事です。

(3) 【 最低制限価格を設定する場合】本工事は、会計規則第66条で規定する最低制限価格を設定しています。

【 低入札価格調査対象工事の場合】本工事は、会計規則第72条で規定する低入札価格調査の対象工事です。

(4) 電子入札

ア 本工事は、質問の提出、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）の提出、競争参加資格事前条件確認通知書の発行、入札書及び工事費内訳書等の提出、開札、落札者の決定及び同通知書の発行等について原則として電子入札システムで行う対象工事であり、電子入札システムによる参加申請ができない場合は、入札に参加できません。

- イ 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更はできません。このため、入札に参加できない場合は、辞退届を提出してください。
- ウ 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、紙入札に変更することがあります。
- エ 電子入札に係る運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準」によるものとします。

3 競争参加資格要件に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次の（１）及び（２）に掲げる条件をすべて満たしている者とします。

（１）申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者とし
ます。ただし、サ及びシについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による 工事の建設業者【又は
特定建設業者】であること。

イ 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ、有効期限内であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しな
い者であること。

エ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に 工事で登録されている者であること。

オ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領による資格(指名)停止を受けている期間中であ
りないこと。

カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申
立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開
始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参
加資格の再審査に係る認定を受けていること。

ク 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者
でないこと。

本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者
とは、次に該当する者とします。

（ア）本工事の設計業務の受託者

設計株式会社

（イ）受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者

a 本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はそ
の出資の総額の50%を超える出資をしている建設業者

b 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場
合における当該建設業者

ケ 建設業退職金共済制度に加入している者であること。【 制度の加入を求める場合】

【 格付けのある業種を格付けに係る総合点を設定して発注する場合の記載例】

コ 内に本店及び主たる営業所を有し、三重県建設工事発注標準に定める 工事の平
成 年度格付けが ランクの者のうち総合点が 点以上であること。

【 格付けのない業種を発注する場合の記載例】

コ 内に本店及び主たる営業所を有し、三重県建設工事発注標準に定める 工事の経
営事項審査結果の総合評価値が 点以上であること（審査基準日は平成 年10月1日か
ら平成 年9月30日までの間とします。ただし、合併又は分割その他組織変更を行った法
人で、国土交通省通知に基づく経営事項審査を受審した法人にあっては当該通知に定める合併
等の期日のものとします。）

サ 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

シ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法
（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和49
年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出
の義務のない者を除きます。以下、当該3保険を「社会保険等」といいます。）。

（２）次に掲げる条件をすべて満たしている者とし

【 施工実績を求める場合】

ア 単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限り、以下同じ。）である元請けとして、平成12年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。

なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（国の機関、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人又は国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人）をいいます。以下同じ。）発注の 工事をいいます。（以下「本工事と同種工事」において同じ。）

【 経常JVの参加が可能な場合】

ただし、本工事に経常建設共同企業体で申請する場合は、構成員のいずれかが本工事と同種工事の施工実績を有していれば足りることとします。

【 入札時に配置予定技術者を求める場合。なお、議会案件の場合は「開札日」を「本契約日」に変更すること。】

イ 本工事に、建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による主任技術者又は監理技術者であって、次の基準を満たす者を開札日に配置できる状況にあること。

なお、配置予定技術者が入札時に他の工事に従事している場合において、開札日に配置できる状況にあることとは、開札日の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをいいます。

【 経常JVの参加が可能な場合】

ただし、本工事に経常建設共同企業体で申請する場合は、各構成員ごとに次の基準を満たす者を開札日に配置できる状況にあることとします（（イ）については構成員のいずれかが満たしていれば足りることとします。）

（ア）三重県公共工事共通仕様書1-1-6の規定による主任技術者又は監理技術者であること。

【 （ア）は共通仕様書に規定する9業種で発注する場合の記載例】

【 配置予定技術者の施工実績を求める場合】

（イ）単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成12年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績（「主任技術者又は監理技術者」若しくは「現場代理人」としての実績）を資料提出日において有すること。

なお、「主任技術者又は監理技術者」としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。【 実績を求める期間は工事の内容に応じて適切に設定すること。工場製作期間を含む実績の場合は、「現地施工期間の2分の1以上」と読み替えること。】

また、「現場代理人」としての実績とは、平成16年4月1日以降の公共機関等発注工事において、その工事の主任技術者として求められていた資格を有し、かつ、全工事期間中、工事に従事した現場代理人（コリンズに登録されていた者に限る。）としての実績をいいます。【 工場製作期間を含む実績の場合は、「全工事期間中」を「現地施工期間中」と読み替えること。】

（ウ）監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

（エ）配置する主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合は、本工事の申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合、又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合は、3か月に満たないときであっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

【 入札時に配置予定技術者を求めない場合。なお、議会案件の場合は「契約日」を「本契約日」に変更すること。】

イ 本工事に、建設業法第26条及び同法施行令第27条の規定による主任技術者又は監理技術者であつて、次の基準を満たす者を契約時に配置できる状況にあること。

なお、配置予定技術者が入札時に他の工事に従事している場合において、契約時に配置できる状況にあることとは、契約日の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成

検査による契約の履行を確認していることをいいます。

【 経常JVの参加が可能な場合】

ただし、本工事に経常建設共同企業体で申請する場合は、各構成員ごとに次の基準を満たす者を契約時に配置できる状況にあること。

(ア) 三重県公共工事共通仕様書 1-1-6 の規定による主任技術者又は監理技術者であること。

【 (ア) は共通仕様書に規定する 9 業種で発注する場合の記載例】

(イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること

(ウ) 配置する主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合は、契約日以前に 3 か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があつた場合、又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合は、3 か月に満たないときであっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

4 入札手続等

(1) 設計図面及び仕様書の閲覧等

ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は、次のとおり閲覧に供します。

なお、一部の資料については、三重県入札情報サービスのホームページからもダウンロードできます。

三重県入札情報サービス（三重県電子調達システム）のホームページアドレス

<http://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/>

(ア) 閲覧期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前【 午後】 時 分から午後【 午前】 時 分まで(ただし、三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第 2 号)第 1 条に規定する休日(以下「休日」といいます。)を除きます。【 時間設定の際は、入札情報サービスの運用時間(メンテナンス日を除き 24 時間)に注意のこと。】

(イ) 閲覧場所 市 町
事務所 室 課
電話 - -

イ 設計図書等の複写を希望する者は、上記の閲覧場所まで連絡し、指示に従ってください。

(2) 当該入札（設計図書等を含む。）に対する質問がある場合は、次のとおり提出するものとします。

なお、電話・口頭等では受けません。

ア 質問の提出

(ア) 提出期間 公告日の翌日から平成 年 月 日()までの午前【 午後】 時 分から午後【 午前】 時 分まで(ただし、休日を除きます。【 時間設定の際は、電子入札システムの運用時間(メンテナンス日を除く平日の 8 時～ 20 時)に注意のこと。】

(イ) 提出場所 〒 - 市 町
事務所 室 課
電話 - -
ファクシミリ - -
電子メール @pref.mie.jp

(ウ) 提出方法 電子入札システムによる提出、持参、電送（ファクシミリ）又は電子メールにて受け付けますが、電送（ファクシミリ）又は電子メールの場合は必ず電話により着信の確認をしてください。【 電子入札システム以外の提出方法は、発注機関において設定すること。】

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法 閲覧に供することにより回答します。【 回答方法は、発注機関において設定すること。】

(イ) 閲覧期間 平成 年 月 日()【 質問書の提出があつた日の 日後】から平成 年 月 日()までの午前【 午後】 時 分から午後【 午前】 時 分ま

で（ただし、休日を除きます。）【 時間設定の際は、入札情報サービスの運用時間（メンテナンス日を除き24時間）及び電子入札システムの運用時間（メンテナンス日を除く平日の8時～20時）に注意のこと。】

(ウ) 閲覧場所 三重県入札情報サービスのホームページに掲載します。【 入札情報サービスによる閲覧の場合】

〒 - 市 町 【 掲示による閲覧の場合】
 事務所 室 課
 電話 - -

(3) 申請書の提出

入札参加希望者は、申請書及び4(4)の参加申請時に提出を指定された書類を電子入札システムにより提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により提出することができます。

なお、期限までに申請書及び4(4)の参加申請時に提出を指定された書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

ア 電子入札システムによる受付

提出期間は、平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前【 午後】 時 分から午後【 午前】 時 分まで（ただし、休日を除きます。）【 時間設定の際は、電子入札システムの運用時間（メンテナンス日を除く平日の8時～20時）に注意のこと。】

イ 紙媒体による受付【 紙媒体による提出を認める場合】

(ア) 提出期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前【 午後】 時 分から午後【 午前】 時 分まで（ただし、休日を除きます。）

(イ) 提出場所 〒 - 市 町
 事務所 室 課
 電話 - -

(ウ) 提出方法 紙媒体による持参での提出のみとし、郵送、電送（ファクシミリ）又は電子メールによるものは受け付けません。【 提出方法は、発注機関において設定すること。】

(4) 提出書類の内容及び提出時期

提出書類の内容及び提出時期は次のとおりとします。

ア 参加申請時に提出する書類

【 見積徴収型の場合】

(ア) 参考見積書等

参考見積書及びこれに付随する資料を提出してください。

なお、提出された参考見積書については、文書にて質問を行うことがあります。

イ 入札時に提出する書類

(ア) 工事費内訳書

a 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、会計規則第71条第7号の規定により無効とします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とします。

(a) 工事費内訳書を提出しないもの。

(b) 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの。

(c) 一括値引き又は減額の項目が計上されているもの。

(注) 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

(d) 記載すべき項目が欠けているもの。

(注) 記載すべき項目には、工事名、会社名及び代表者名を含みません（紙媒体による提出の場合を除きます。）

(e) その他不備があるもの。

b 工事費内訳書は、数量、単価、金額等を記載してください。

- c 工事費内訳書は返却しません。
また、工事費内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。
- d 工事費内訳書の差替又は再提出は認めません。
- 【 低入札価格調査対象工事の場合】
- (イ) 三重県低入札価格調査マニュアル重点調査様式 1
入札する額に 100 分の 108 を乗じて得た額が予定価格の 10 分の 7.5 未満である場合には、三重県低入札価格調査実施要領第 6 条第 3 項に基づき重点調査様式 1 を提出してください。
- 【 企業要件として施工実績を求める場合】
- (ウ) 同種工事の施工実績〔様式第 2 - 1 号〕
3 (2) アの本工事と同種工事の施工実績を記載してください。
ただし、本工事に経常建設共同企業体で参加する場合は、構成員のいずれかの記載があれば足りることとします。
なお、記載した工事に係るコリンズカルテの写し等を提出してください。
- 【 入札時に配置予定技術者を求める場合】
- (エ) 配置予定の主任技術者等の資格・施工実績〔様式第 3 - 1 号〕
- a 3 (2) イの配置予定技術者の資格及び本工事と同種工事の施工実績を記載し、記載した資格に係る資格者証及び工事に係るコリンズカルテの写し等を提出してください。
なお、本工事と同種工事の施工実績を求めない場合は、施工実績の記載は不要です。
- b 配置予定技術者は、複数の技術者を記載することができます。ただし、様式第 3 - 1 号記載の配置予定技術者の差替又は追加は認めません。
- c 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは入札してはならず、申請書を提出している者は、直ちに資格喪失届を提出してください。他の工事を落札したにもかかわらず入札をした場合は、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。
- d 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。
- e 配置する主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合は、当該技術者が本件の申請書の受付最終日以前に 3 か月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類(監理技術者資格者証の写し、事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し又は監理技術者資格者証を保有せず後期高齢者医療制度の適用を受けている者に限っては技術者雇用確認書等)を添付してください。
- f 配置予定技術者が、他の工事に従事している場合において開札日に配置できる状況にあるときは、あわせて誓約書を提出してください。【 議会案件の場合は「開札日」を「本契約時」に変更すること。】
- 【 経常JVの参加が可能な場合】
- g 本工事に経常建設共同企業体で参加する場合は、各構成員ごとに技術者の記載が必要となります。ただし、同種工事の施工実績については構成員のいずれかの記載があれば足りることとします。
- 【 工場製作期間がある場合】
- h 工場製作にかかる技術者を別途配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において技術者を交代する場合は、それぞれの期間に配置予定の技術者を記載してください。
- (オ) 納税確認書及び納税証明書
次の a 又は b による納税確認書及び納税証明書の写しを提出してください。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から前 6 か月以内に発行されたものに限り、
a 県内に本店を有する事業者
(a) 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書(無料)
(b) 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(その 3 未納税額のないこと用)(有料)

- b 県外に本店を有する事業者
 - (a) 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書（無料） 県内に営業所等を有する場合のみ
 - (b) 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のないこと用）(有料)
- (カ) 社会保険等の加入状況が分かるもの
 - 次のa又はbの書類を提出してください。
 - a 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（ただし、審査基準日より1年7か月以内の最新のものに限りませす）
 - b aにおいて雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無又は厚生年金保険加入の有無欄のいずれかが「無」になっている者で、経営事項審査受審後に加入した者は、aの書類に加えて加入したことが分かる書類の写し
- (5) 競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

ただし、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。

なお、くじになった場合にあつては、くじの当選者を落札候補者とします。

 - ア 事前条件審査項目

入札参加希望者の建設業許可業種・経審点数・格付け・地域要件等の基本項目
 - イ 参加資格事後審査項目

競争参加資格に関する全ての項目
- (6) 競争参加資格確認結果の通知

競争参加資格の確認結果は、次に記載する日までに通知する予定です。

ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

 - ア 事前条件審査結果

平成 年 月 日()
 - イ 参加資格事後審査結果

平成 年 月 日()

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。
- (7) 競争参加資格確認申請に係る注意事項
 - ア 申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
 - イ 提出された書類は返却しません。
 - ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。

ただし、追加提出等については開札日の午後5時まで追加提出等の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

また、競争入札審査会で追加提出等を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。
- (8) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

 - ア 請求方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。なお、書面（様式は自由）は持参するものとします。
 - イ 提出期間 競争参加資格がないと認められた場合の通知日の翌日から起算して2日以内の午前【 午後】 時 分から午後【 午前】 時 分まで（ただし、休日を除きます。）

ウ 提出場所 〒 - 市 町
事務所 室 課
電話 - -

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内（ただし、休日を除きます。）に書面により回答します。

（9）入札方法

入札に当たっては、次に示すほか、別に配布する入札心得によります。

ア 入札書は電子入札システムにより提出してください。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により持参してください。

イ 入札書の撤回、差替又は再提出は認めません。

（10）入札書提出の日時及び場所

ア 電子入札システムによる入札書受付期間は、平成 年 月 日()午前【 午後】 時 分から平成 年 月 日()午後【 午前】 時 分まで【 時間設定の際は、電子入札システムの運用時間（メンテナンス日を除く平日の8時～20時）に注意のこと。】

イ 紙媒体による持参の場合【 紙媒体による提出を認める場合】

（ア）入札書受付期間 平成 年 月 日()午前【 午後】 時 分から平成 年 月 日()午前【 午後】 時 分まで

（イ）入札書提出場所 〒 - 市 町

電話 - -

（ウ）その他 本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書（写しも可）を提示すること。

（11）開札の日時及び場所

ア 開札日時 平成 年 月 日()午前【 午後】 時 分

イ 開札場所 〒 - 市 町

電話 - -

5 その他

（1）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会計規則第75条第2項に規定する担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

（ア）下記のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付を免除します。

- a 会計規則第75条第4項第1号の規定による履行保証保険契約に係る保険証券の提出がされたとき。
- b 三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。以下「執行規則」といいます。）第7条第1項第1号の規定による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出され、この提出により保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。
- c 契約金額が500万円以下で執行規則第7条第1項第2号の規定に該当することが確認できたとき。

（イ）次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の10分の3以上となります。

- a 特定建設工事共同企業体で契約金額が5億円以上のとき。
- b 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限ります。）。
- c 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格（以下「低入札調査基準

価格」といいます。)に満たない額で契約するとき。

(2) 開札

ア 電子入札による参加者で希望する者は開札に立ち会うことができます。

イ 紙入札による参加者がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書の開札を行うものとします。

ウ 紙入札による参加者は紙媒体の入札書を持参し、開札に立ち会うものとします。

エ 紙入札の参加者がいない場合で、立会いを希望する参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

オ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合の開札手続については、当該マニュアルに基づくものとします。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、会計規則第71条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受ける等、3の競争参加資格に掲げる条件を満たしていない者は、競争に参加する資格のない者に該当します。

(4) 落札者の決定

ア 会計規則第65条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、会計規則第66条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつて、その価格を下回る入札をした者は失格とし、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札者となる額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者のくじにより落札者を決定します。

ウ 落札者を決定したときは、電子入札システムにより電子入札参加者に通知します。

エ 低入札調査基準価格を下回った入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査後に落札者を決定するものとします。

【 以下4行は三重県低入札価格調査実施要領第6条第5項を適用する場合に記載】

なお、この場合、落札候補者及び低入札者(落札候補者以外に低入札者がある場合で、三重県低入札価格調査実施要領別表2の2(1)若しくは(9)又は3(1)の判断基準を満足する者をいいます。)は三重県低入札価格調査マニュアルに基づく調査資料(以下「低入札価格調査資料」といいます。)を指定された日時までに提出しなければなりません。

【 以下2行は三重県低入札価格調査実施要領第6条第5項を適用しない場合に記載】

なお、この場合、落札候補者は三重県低入札価格調査マニュアルに基づく調査資料(以下「低入札価格調査資料」といいます。)を指定された日時までに提出しなければなりません。

低入札価格調査資料を提出しない等、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。

オ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。

また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがあります。

(5) 請負代金毎月部分払

次のいずれかに該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合にあつては、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の4の額とし、支払時期については、契約時に10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

また、落札者との協議の上、落札者の作成した工事費内訳書により出来高認定が必要と合意した場合は、工事費内訳書を当該契約書に添付するものとします。

ア 低入札調査基準価格に満たない額で契約するとき。

イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員の

いずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受け、かつ、請負契約書第40条の債務負担行為に係る契約の前金払の特例が、当該会社更生法又は民事再生法の適用を受けた次年度以降も引き続き行われる場合は、前払金を支払う限度額は翌会計年度の契約金額の10分の4の額とし、支払時期については、当該会計年度の出来高予定金額を超えたときに10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

(6) 担当技術者の追加配置

ア 低入札調査基準価格に満たない額で契約する場合は、建設業法上の主任技術者又は監理技術者のほかに、低入札価格調査資料提出時に専任の担当技術者（以下「専任の担当技術者」といいます。）1名を追加して定め、契約時に専任で配置しなければなりません。

ただし、工場製作期間がある場合は、現地で施工する期間に配置するものとします。【「ただし」以降は、工場製作期間がある場合に記載。】

なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たしていることとします。

(ア) 低入札価格調査資料提出時において三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有していること。

(イ) 低入札価格調査資料提出時において3(2)イに定める競争参加資格要件のうち、主任技術者等に係る資格及び施工実績を有していること。

【 特定建設工事共同企業体への発注の場合】

なお、特定建設工事共同企業体にあつては、代表者の主任技術者等に求める競争参加資格要件としての資格及び施工実績を有していること。

(ウ) 低入札価格調査資料提出時において直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

(エ) 低入札価格調査資料提出時に配置できる状況にあること。

【 予定価格が5億円以上の工事である場合】

ただし、予定価格が5億円以上の工事は、本契約時に配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時において他の工事に従事している場合は、低入札価格調査資料提出時に誓約書を提出すること。

なお、他の工事に従事している場合とは、その工事の契約工期末日を過ぎていないことをいうものとする。ただし、契約工期末日までにその工事の完成検査等による契約の履行を確認した場合は、履行確認日を過ぎていないことをいうものとする。

【 工場製作期間がある場合】

また、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時に誓約書を提出すること。

イ 共同企業体における専任の担当技術者は1名とし、その者の所属は代表者又は構成員の別を問わないものとします。

ウ 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとします。

エ 低入札価格調査資料提出時以降における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱と同様とします。

(7) 技術者の配置

低入札調査基準価格に満たない額で契約するときは、本工事に配置する主任技術者又は監理技術者と現場代理人との兼務はできません。

(8) 重点監督

低入札調査基準価格に満たない額で契約するときは、三重県建設工事監督要領に基づく重点監督を適用します。

(9) 落札の失効

契約書（【 議会案件の場合】仮契約書）の提出を定めた日までに落札者が契約書を提出しないときは、会計規則第77条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

【 議会案件の場合】

(10) 契約の締結

本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三重県条例第9号）に基づく三重県議会の議決を要しますので、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、三重県議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すことができるとし、仮契約の締結後であれば仮契約を解除できるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受けた場合は、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すことができ、仮契約の締結後であれば仮契約を解除することがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留又は仮契約若しくは本契約の締結を保留します。

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

イ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき

ウ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

【 議会案件でない場合】

(10) 契約の締結

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、落札決定を取り消すことができるとし、

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受けた場合は、落札決定を取り消すことができます。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留又は本契約の締結を保留します。

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

イ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき

ウ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

【 指定する場合】

(11) 契約後V E方式工事

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要と認められるときは請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

(12) 支払条件

ア 前払の割合

契約金額の10分の4以内の額とします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合における前払金の支払については、契約時に10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

イ 部分払の割合及び回数

部分払の割合は、会計規則第52条の規定による範囲内とし、回数は次のとおりとします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合は、同要領第4条に定める回数以内とします。

(ア) 契約金額5千万円未満のもの 1回以内

(イ) 契約金額5千万円以上1億円未満のもの 2回以内

(ウ) 契約金額1億円以上2億円未満のもの 3回以内

(エ) 契約金額2億円以上のもの 3回に契約金額の1億円を超える金額が1億円を増すごとに1回を加えた回数以内

- (13) 変更契約
 契約後の設計変更の際は、当初の請負比率で変更請負額を算定します。
- (14) 工事实態調査
 三重県低入札価格調査マニュアルに規定する重点調査を経て契約した場合は、工事实態調査に協力しなければなりません。
 なお、工事实態調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。
- (15) 入札の中止等
 天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。
 また、入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがあります。
 なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (16) 苦情申立て
 参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、発注機関に対して苦情申立てを行うことができます。
- (17) 火災保険付保険の要否
 否又は要【 発注機関において、「否」又は「要」を選択すること。】
- (18) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (19) 契約書作成の要否
 要
- (20) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
 無
- (21) 入札時に様式第3 - 1号（配置予定の主任技術者等の資格・施工実績）を提出している場合において、落札者は、当該様式に記載した技術者を契約時（【 議会案件の場合は「本契約時」】）に配置しなければなりません。ただし、工場製作にかかる技術者を別途配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において交代して配置する技術者は除きます。
 なお、契約時（【 議会案件の場合は「本契約時」。工場と現地で工事の現場が移行する時点において交代して配置する技術者がある場合は「契約時及び現地着手時。」】）に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。
- (22) 落札者は、3（2）イの基準を満たす技術者を契約時（【 議会案件の場合は「本契約時」】）に配置しなければなりません。ただし、工場製作にかかる技術者を別途配置し、工場と現地で工事の現場が移行する時点において交代して配置する技術者は除きます。
 なお、契約時（【 議会案件の場合は「本契約時」。工場と現地で工事の現場が移行する時点において交代して配置する技術者がある場合は「契約時及び現地着手時。」】）に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。
- (23) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行うことがあります。
- (24) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。
- (25) 本公告に関する問い合わせ先

〒 - 市 町
 事務所 室 課
 電話 - -

WTO案件の場合

【 公告の最初の部分】

次のとおり、一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により、公告します。

【 競争参加資格等に関する注意事項】

WTO案件の場合には、地域要件、ランク、ISO認証取得について条件としない。

また、入札手段については、書面及び郵送による入札を排除しないこと。

「政府調達に関する協定」には「入札は、原則として、書面により、直接に又は郵送で行う」と規定されていることから「電子入札案件」の指定はできない。よって、「2 入札方式に関する事項」については次のとおり記載する。

2 入札方式に関する事項

(4) 電子入札

ア 本工事の入札は、原則として書面で行いますが、電子入札システム利用登録者は、電子入札システムを利用できます。

イ 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、紙入札に変更することがあります。

ウ 電子入札に係る運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準」によるものとします。

【 追加する項目（下線部分が追加する項目）】

() 申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。
(ただし、ア、イ及びエについては、開札の時までに満たしていれば足りません。)

() 次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

ア 単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限り、以下同じ。）である元請けとして、平成12年度以降に完成し、かつ、引渡し済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。

「本工事と同種工事」とは、 工事をいいます。（以下「本工事と同種工事」において同じ。）【 求める場合】

なお、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事の施工実績とします。

() 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年三重県告示第230号）」に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局） 電話 059-224-2771）に行うことができます。

() 本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

【 英文で記載する項目】

6 Summary

(1) Subject matter of the contract : [工事名]

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : [入札に参加するための申請書及び資料並びに提出期限]

- (3) The date and time for the submission of tenders : [入札執行日時]
(tenders submitted by mail : [郵便による入札の場合の提出期限])
- (4) Contact point where tender documents are available : [照会先]
- (5) Official in charge of disbursement of the procuring entity : [公告に係る事務を担当する所属の名称]

【 その他注意事項】

- ・ 特定調達にかかる入札を実施するときは、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前までに三重県公報に登載して公告を行わなければなりません。
- ・ 特定調達において契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に入札結果等を三重県公報で公告しなければなりません。

特定建設工事共同企業体に発注する場合

【 「3 競争参加資格要件に関する事項」について以下の文例を参考とすること】

3 競争参加資格要件に関する事項

(1) 入札参加に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、(2)による特定建設工事共同企業体とし、その構成員は申請書（特定建設工事共同企業体の結成に関する書類を含みます。）の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者とします。ただし、コ及びサについては、落札決定日までに満たしていれば足りません。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による 工事の特定建設業者であること。

イ 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ、有効期限内であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

エ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に 工事で登録されている者であること。

オ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領による資格(指名)停止を受けている期間中でないこと。

カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

ク 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。

本工事の設計業務の受託者及び受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者とします。

(ア) 本工事の設計業務の受託者
設計株式会社

(イ) 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者

a 本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている建設業者

b 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

ケ 建設業退職金共済制度に加入している者であること。【 制度の加入を求める場合】

コ 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

サ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。以下、当該3保険を「社会保険等」といいます。）。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者とします。

ア 特定建設工事共同企業体の構成員数は 者であること。

イ 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、 %以上であること。

ウ 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員のうち出資比率が最大の者であること。

エ 特定建設工事共同企業体の構成員は次の条件を満たす者であること。

(ア) 特定建設工事共同企業体の代表者となる者

内に本店及び主たる営業所を有し、三重県建設工事発注標準に定める 工
事の平成 年度格付けが ランクの者のうち総合点が 点以上であること。

(イ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員1となる者

内に本店及び主たる営業所を有し、三重県建設工事発注標準に定める 工事

- の平成 年度格付けが ランクの者のうち総合点が 点以上であること。
- (ウ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員 2 となる者
内に本店及び主たる営業所を有し、三重県建設工事発注標準に定める 工事
の平成 年度格付けが ランクの者のうち総合点が 点以上であること。
- (3) 同種工事の施工実績及び配置予定技術者に関する事項
- ア 特定建設工事共同企業体の代表者となる者は、単独又は共同企業体の構成員（出資比率が 20%以上のものに限ります。以下同じ。）である元請けとして、平成 12 年度以降に完成し、かつ、引渡しが進んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。
- なお、「本工事と同種工事」とは、公共機関等（国の機関、地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人又は国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人。）をいいます。以下同じ。）発注の 工事をいいます。（以下「本工事と同種工事」において同じ。）
- イ 特定建設工事共同企業体の各構成員は、本工事に建設業法第 26 条及び同法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の規定による主任技術者又は監理技術者であって、次の基準を満たす者を契約日に配置できる状況にあること。
- なお、配置予定技術者が入札時に他の工事に従事している場合において、契約日に配置できる状況にあることとは、契約日の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをいいます。
- (ア) 三重県公共工事共通仕様書 1-1-6 の規定による主任技術者又は監理技術者であること。
- (イ) 特定建設工事共同企業体の代表者となる者は、単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成 12 年度以降に完成し、かつ、引渡しが進んでいる本工事と同種工事の施工実績（「主任技術者又は監理技術者」若しくは「現場代理人」としての実績）を資料提出日において有すること。
- なお、「主任技術者又は監理技術者」としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む 2 分の 1 以上の連続した期間に従事した実績をいいます。
- また、「現場代理人」としての実績とは、平成 16 年 4 月 1 日以降の公共機関等発注工事において、その工事の主任技術者として求められていた資格を有し、かつ、全工事期間中、工事に従事した現場代理人（コリンズに登録されていた者に限る。）としての実績をいいます。
- (ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (エ) 配置する主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合は、本工事の申請書の受付最終日以前に 3 か月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があつた場合、又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合には、3 か月に満たないときであっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

【 4 (3) 「申請書の提出」において以下の文言を追加すること】

(3) 申請書の提出

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、「使用電子証明書届（特定 J V 用）」及び「三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第 21 条に定める書類（様式第 4、第 5 の写し、第 3 及び第 6）」を、次のアにより提出して特定建設工事共同企業体としての業者コードの指定を受けてください。（以下略）

ア 特定建設工事共同企業体の業者コードの指定

- (ア) 提出書類
- ・使用電子証明書届（特定 J V 用）
 - ・特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 4）
 - ・特定建設工事共同企業体協定書（様式第 5）の写し
 - ・使用印鑑届（様式第 3）
 - ・委任状（様式第 6）

【 様式第 6 は県外本店業者が委任先で参加する場合のみ必要】

- (イ) 提出期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前【 午後】 時
分から午後【 午前】 時 分まで（ただし、休日を除きます。）
- (ウ) 提出場所 〒 - 市 町
事務所 室 課
電話 - -
- (エ) 提出方法 紙媒体による持参での提出のみとし、郵送、電送（ファクシミリ）又は電子
メールによるものは受け付けません。【 提出方法は、発注機関において設定
すること。】

【 その他注意事項】

- ・文例中の仮契約に対応する箇所（契約日 本契約日）、工場製作期間を有する工事の記載箇所、配置予定技術者の共通仕様書に関する記載箇所等については、単体入札における文例に準じて適宜、修正、追加、削除を行うこと。
- ・入札形態が特定建設工事共同企業体となる場合は、経常建設共同企業体の参加は認められないため、公告中の経常JVに関する記載は削除すること。